

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十五第

月五年六十和昭

論 叢

經濟學論の一節……………文學博士 高田保馬

國家購買力と國民購買力……………經濟學博士 谷口吉彦

信用の生産性……………經濟學士 中谷實

支那中央銀行に關する二三の建議について……………經濟學士 徳永清行

時 論

東亞の新體制について……………經濟學博士 石川興二

研 究

ナチスの農業勞働政策……………經濟學士 中川與之助

ハルムス世界經濟學の政治的意味……………經濟學士 松井清

說 苑

北京市商會の同郷性……………經濟學士 澤崎堅造

ピギー戰時財政とインフレーション……………經濟學士 三谷道麿

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

支那中央銀行に關する二三の建議について

德 永 清 行

一 盛宣懷の上奏

支那の中央銀行としては光緒三十二年（一八九六年）戸部が設立したる戸部銀行（The Bank of the Board of Finance）を以てその先聲とする。爾後戸部銀行は大清銀行（The Ta Ching Bank）に改名され、民國に入りては大清銀行はこれが清理處の設けられるに至つて前清中央銀行としての残務が清算され、新中央銀行としては新に籌備處が置かれて、中國銀行（The Bank of China）の組織が進められたものである。併し乍ら支那自設の新式銀行として光緒三十二年（一八九六年）盛宣懷により奏設されたる中國通商銀行（The Commercial Bank of China）は支那私立銀行の鼻祖であるのみならず、支那中央銀行の先鞭となつたものともいへるのである。

この中國通商銀行は民間銀行の第一次的なものたりしは勿論であるが官設、私設の別を措いて中央銀行としての第一次的なものとする所以は光緒三十二年（一八九六年）總理衙門給事（a junior secretary）たりし盛宣懷の上奏案が注目に値するからである。即ち京平兩（Ching ping land）九〇〇位（京平九成銀一兩）を以てする銀幣を基礎としたる新幣鑄造案並に銀行設立案を陳請したものであつた。¹⁾ 本案によれば中央造幣廠たる銀元總局が北京に設立され、廣東、湖北、上海、天津に分局が設置されるのであり、納税は國幣たる官鑄銀幣を以て行はるべく、元寶、

1) 拙稿、清末紙幣考、經濟論叢 第五十卷 第六號、P. 51.
2) Wen Pin Wei, The Currency Problem In China, 1914, P. 52. 貨幣改革としてほそれより先に光緒二十一年（一八九五年）時の北京市長 HuChu-fu により提案されたる改革意見中に貨幣改革の一項がある。

銀錠の如き地金の使用は禁止されることになつて居り、尙この外價值更に大なる金幣と價值更に小なる銀幣が鑄造されることが提案された。銀行設立につきましては上海に資本五百萬兩の對外貿易扶助の銀行が設けられることとなり、資本應募は中國人を以てせんとしたものであり、本案は光緒二十三年（一八九七年）二月二十六日批准に達し銀行は中國通商銀行（The Commercial Bank of China）として光緒二十三年實現したるも貨幣建議は結局未だ顯現せしものには到達し得なかつた。³⁾

外國側銀行が支那に設立されしことが支那側近代的銀行の設置を促進することとなりし大きな原因であつた。咸豐七年（一八五七年）英國の麥加利銀行（Chartered Bank of India, Australia & China）が上海に設置されたるを外國銀行の支那に進出せし嚆矢とする。

同治、光緒の間には英の匯豐、有利兩銀行（Hongkong and Shanghai Banking Corporation, the Mercantile Bank of India, Ltd.）あり、佛蘭西の東方匯理銀行（Banque de l'Indo-Chine）並に獨逸の德華銀行（Deutsch Asiatische Bank）も進出してゐる。

中國通商銀行に賦與されたる特權は廣大なるものとし、貨幣鑄造、紙幣發行、政府公金の全面的取扱ひ、各省主都、開港地、歐米にまで支店を設けんとするものであつたが、光緒二十三年（一八九七年）初銀價激落のために附害事情が発生した。それは日清戰爭賠償金として庫平銀二億兩（後に遼東半島還附により三千萬兩加算）についての負擔加重の惹起であつた。⁴⁾ 蓋し賠償金總計二億三千萬兩は條約により銀兩なりしも、別に日支間の協定により英國金磅に換算成立し倫敦において交付のこととなつてゐたからして銀價の低落は賠償金の元利支拂の負擔を加へることとなつたからである。ここに金銀比價問題の對策も切實なる必要に迫られ、金磅を基準として英國磅に連繫せんとする案もこの頃既に提出されたものがあり、⁵⁾ 國內に金を保留せしむるため、上海より金の輸出されるを禁止せんとする意見が提出されてゐる。⁶⁾ かくて支那側の輿論は幣制問題に注意を加重し、並に金本位採用問題に

3) 彭學沛、中外貨幣政策、P. 214.

4) Wen Pin Wei, *ibid.* P. 53. 銀十萬兩が鼓鑄され、試験的に流通市面に投せられる。この試みにして成功せば金安に流通擴大を圖らんとするにあつたと謂ふ。

考慮が及ぶに至つたのである。

光緒二十六年（庚子、一九〇〇年）拳匪事變の賠款は四億五千萬海關兩であり、當時毎兩三シリング（先金）計算にして金磅に換算せば六千七百五十萬磅となり、年利四分、三十九年還清の内容であつた。金建なりや銀建なりやの疑義を経て中國海關兩建とし、但し支拂の時は用金といふことになつた。

二 ゼンクスの獻策

支那における幣制改革の機運は、一九〇〇年以後政治上の變革たる義和團事件並に一九〇二—三年における銀價の低落により、促進されると共に、慎重なる考慮が拂はれたものであるが、米國政府はこれが援助の建前において乗出すこととなつた。光緒二十九年（一九〇三年）冬外務部は駐米代理公使沈澗をして米國外務省に照會せしめたる所があり、これによれば支那政府は銀價起落常ならざるにより墨西哥政府と協議して米國政府に合力補救を請ふものと謂ふ。米國政府は國際匯兌委員會（Commission on International Exchange）を設け、委員三名、即ちハンナ（漢納、Hugh H. Hanna）ロナント（高蘭或は柯南特、Charles A. Conant）、ゼンクス（精琦、Gerritiah W. Jentsch）を任命した。該委員會は用銀國をして金本位に改用するの方策を調査し、支那・墨西哥兩國に進行したのであつて、支那についていへばこれが即ち外國側提案の支那幣制改革案として著名なる「中國國法條議」（別名銀價條議、Commission on International Exchange, Report on the Introduction of the Gold-Exchange Standard into China and other Silver-Using Countries and on the Stability of Exchange, 1903）と稱せられたものである。

ゼンクス案の骨子は金爲替本位制であり、金爲替本位制採用への建議であつたが、その第十三條に所謂中央銀行についての進言がある。ゼンクス案による中央銀行への措置は次の如きものであつた。

支那中央銀行に關する二三の建議について

第五十二卷 五六五 第五號 五五

5) 日清戰爭の償金は邦貨に換算して三億八千萬圓となつた。

6) Wen Pin Wei, *ibid.*, P. 54.

7) 前掲、中外貨幣政策、P. 214. 四年後一八九八年、この賠償借款完了。英、

他、獨、俄、國、債、權、局、上、の、借、入、を、な、し、た、の、一、あり、この借款は總て金幣計算

Suggestions Regarding A New monetary System For China.

13. Provision to be made for a banking law under which bank notes kept at par with the legal-tender currency may be issued by an imperial bank or by other responsible banks under the supervision of the controller.
精琦條議

第十三條設法定銀行事業條規、準官家銀行或別可案銀行發行鈔票、與通貨同價並用、歸正司泉官監督、
ゼンクス案においては國家銀行乃至所謂中央銀行に正貨と等價流通の兌換券發行を統歸せしめんとしたものであるが、その監督權を司泉官に掌握するの意圖はここにも現れてゐる。司泉洋員即ち外人司泉官については支那側の強烈に反響を加へし所であり、其後該委員會は外人司泉官即ち外人通貨監督官設置意見を排し、外人顧問招聘に改變することとなつた。結局本案は單なる建議にとどまつたものではあるが中央銀行に關する建策は次の如き角度より起つたものである。

When the Chinese Government establishes an imperial bank in connection with the establishment of its new monetary system, one of the most important of its reforms would of course be to make its notes acceptable at any of its branches or agencies anywhere within the Empire.⁸⁾

支那の紙幣の流通不均衡、地域外の歩引流通の矯正を中央銀行の確立に求めたものである。

A proper bank-note system, whether issued by a single bank or a system of banks, under proper organization and control, would give the needed elasticity to the system, by which the amount of currency would practically automatically increase and decrease in accordance with the needs of business.⁹⁾

紙幣統歸による流通調節を説き、更にその最高形態を國家銀行に期したものであることを次項に見ることが出来る。

It is the opinion of many of the best authorities that a proper bank-note system could be best secured through the

8) 用ひた。
9) Jenks は支那では會議銀價大臣と稱せられた。

The Commission on International Exchange, Gold Standard in International Trade, 1904, P. 48.

establishment of one imperial bank, which should have the monopoly of bank-note issue, as is the case in Japan, France, and elsewhere. Such a bank, if established, would naturally become the chief fiscal agent of the Government in connection with its loans and its general financial administration. ¹⁰⁾

かくて國家銀行の設置は紙幣の集中發行、國庫の代理經理を可能ならしむるを期待したものであつた。

ゼンクス案においては金爲替本位制實施上の最困難を名目通貨 (token coin) の實行如何にかけてゐたが、蓋し支那政府が強力であり、且管理上適應の資格ありやにこの制度を依存せしめた所が頗る多かつたからである。かくてゼンクス案によれば、これ等を補強するものとして外國人の雇傭を取上げたのである。支那は本制度實行についての知識も経験もないのであるが、この組織はそれ自體自動的に運行するものでないから外國の支援に俟つもの極めて肝要なるものありとしたのであつた。

當時既に支那に對する列強の角逐に米國の制込は牽制的態度に出づるものあり、支那の自覺的態度も漸く喚起されんとするの情勢は支那財政、金融上に介入せんとする外國勢力に反撥的なるものありしといへるのであるが、殊に本案採用を不可能ならしめたるは張之洞の反對の極めて強烈なりしに基くものがあつた。張之洞によれば本案の採用反對の骨子は外國人の招聘に強く現れてゐる。それは外國人を通貨監督官たる司泉官たらしめその監督下に運営を委することとなるを懼れたるものであつて、司泉洋員の一手に支那全國の財政、金融權を歸屬せしむるは主權の存在を侵犯するものであり、幣制改革の實權を外國人に把握されるは實に情理の外なりとして斷乎と排撃したものであつた。其後該委員會は司泉洋員即ち外人通貨監督官設置意見を排し、外人顧問招聘に改變する所あり金爲替本位制採用への努力は種々續けられたる所があつたけれども、當時の清廷官僚を説得する能はず、清朝政府はゼンクス案を葬り去ることとなつたのである。

10) The Commission on International Exchange, *ibid.*, P. 102.
11) The Commission on International Exchange, *ibid.*, P. 102.

三 ハートの獻策

當時既に支那を舞臺として日露戦争への危機にあり、支那經濟に外國勢力の浸潤せんとするについて支那側においてこれが見方を相異せしむる所ありしは時代の背景において一考を要するものであつた。併し、固より支那は四圍の勢力より超然たり得るものではなかつたことは幣制改革の側面においても顯れてゐる。

この頃支那の輿論は既に幣制改革に傾注されるものあり、列國亦支那幣制混亂による通商上の不便排除の必要を痛感して清朝政府に迫る所あつて條約中にこれが改革を約定せしむることとなつた。光緒二十八年（一九〇二年）盛宣懷を主班として英國との間に「中英續議通商行海條約」が締結され、その第二條において國幣統一の件を取扱ひ、一律の國幣を設けて公納を始め一切の支辨に充つべく、中國國內において中英兩國民均しく遵守すべきを規定し、次で翌年（一九〇三年）の「中美續議通商行船條約」においては第十三條に上述條約中の第二條と同様な規定がある。ここに貨幣についての改革案件は國內問題を超えて國際條約上の義務化するに及んだことに留意すべく、清朝政府としては當然幣制改革への關心を慎重にせざるを得ざるに至つたのである。

Article II of the treaty of Commerce and Navigation Sep. 5, 1902.

"China agrees to take the necessary steps to provide for a uniform national coinage which shall be legal tender in payment of all duties, taxes, and other obligations throughout the Empire; British as well as Chinese subjects."¹²⁾

中英續議通商行海條約第二條

「中國允願設法立定國家一律之國幣、即以此市爲合例之國幣、將來中英兩國人民應在中國境內通用、以完納各項稅課及付一切用款。」

12) Wen Pin Wei, *ibid.* P. 56.

支那は銀價の暴落、然も債償船賦のために貨幣改革の要、切實なるものがあり、墨西哥も銀價不安定の弊害を訴へてゐたものであつた。一九〇二年冬墨西哥政府は米國政府に銀價問題についての國際的調査の發起を建議する所あり、支那は一九〇三年即ち光緒二十九年一月には駐米代理公使沈澗よりヘイ (John Hay) に建議せしは既述の如くである。

この年四月には支那自らとしての幣制改革への工作もあつた。支那政府は財政處を設立して、この種改革について議定せしめし所がそれであり、又駐歐公使をして米墨各委員會、並に歐洲各國政府の商議に参加せしむる如き措置があつた。その中駐露公使胡惟徳の金本位制の如きがあり、周密を缺ぐと雖も當時にあつて支那側の提案としては鳳毛麟角の珍しさに譬えられしものの如くである。¹³⁾

支那海關總稅務司たりしロバート・ハート (赫德 Sir Robert Hart) の金爲替本位制の建議ありしも實に、光緒二十九年五月のことであつた。

支那中央銀行の草創時期とも見らるべき清季にあつて、ロバート・ハートは幣制改革について進言せし中に中央銀行に言及してゐるのであるから左に中央銀行に關する部分を抽出して見る。海關總稅務司ロバート・ハートの獻策

Suggestions Concerning A Uniform Currency, By Sir Robert Hart, Bart., Inspector-General of I. M. Customs, China, Presented to the Waiwupu.¹⁴⁾

は六項目より成立つてゐるものであり、中央銀行に關するものは第二項並に第六項である。

第二項は造幣廠の重要度を述べ、金を所有せず、銀銅を使用するとせば、金と銀との交換比率を一定せしむる如

支那中央銀行に關する二三の建議について

第五十二卷 五六一 第五號 五九

13) 前掲、中外貨幣政策、PP. 218—219.

14) Waiwupu は外務部即ち Board of Foreign affairs.

き方策を講ずることを義務づけられるものである。金なくして然も金銀の一定交換比率 (a fixed ratio of exchange) を維持せんと決定したならば規格付けられた重量と品位を持つ銀貨を且全支の需要に應ずるに充分な量において新鑄造しなくてはならない。このために貨幣鼓鑄の造幣廠 (Mint) は非常に重要であり必要不可欠のものであるとなす。ここに國家銀行としての中央銀行に論及してゐるのである。

As for the proposal to start a Government Bank, while there are, of course, certain benefits and financial advantages obtainable from such an institution, as a matter of fact such a Bank can have little to do with the making of a fixed ratio in the exchange of gold and silver.

中央銀行の創設についての提案は勿論、その設立により相當の利益及び經濟上の便益あるとしても金銀比率確立には貢獻する所少しと見てゐるのである。

第六項は所謂中央銀行についてである。この獻策においては既に第二項にあつて中央銀行に言及してゐるのであるが、重點は銀貨の金比率の確定にあり中央銀行については二次的の取扱方である。金と銀通貨との交換比率の確定を企圖するについては前項の獻策¹⁵⁾を採用する以外に方法なきもの如しとし、且それについては他國の銀行との諒解を得て、それ等と關聯して取運ぶ必要がありとし、尙それには非常なる熟考と注意が必要なる旨を重ねて述べると共に機會を捉へねばならぬを語つてゐる。この説述の後に中央銀行についてのハートの考方が出てゐるのである。

As to the question of whether China should have Government Bank, this is also a most important matter, although it will not affect very much the question of bringing about a fixed rate between the price of silver currency and Gold. Therefore the starting of a Government Bank may be left some later period after the establishment of the present all-important.

¹⁵⁾ 第一項乃至第五項に於るもここには省略した。

matters. It is not a question which must be started before it. However, the various Powers all have Government Banks and have obtained benefits from their establishment, especially Great Britain. When China therefore has reformed her fiscal system, then it will be of advantage to also establish a Government Bank.

支那が中央銀行を持つべきか否かの問題は、銀通貨との比率の確定問題には大した影響は及ぼさないが、又非常に重要な事項であるとする。ただ中央銀行の出発は現在の總ての重要事項確立後に開始されて然るべきであつて、それより以前に發足しなければならぬ問題ではないとしてゐる。列強は中央銀行を持ちその設立により利益を得て居り、特に英國において然りとす。それ故に支那が財政機構を改革したるの時に於いては中央銀行を設立することは利益のあることであると斷策したのである。ハートによれば中央銀行の組織立の事前に遂行しておべき前提に重要性を見なければならぬ。

かくて中央銀行着手についての六つの目的としたる所は次に列擧する事項である。

- (一) 政府を援け歳入を集めその經理を行ふ。
 - (二) その集めたる歳入を支出し得べく經理す。
 - (三) 國債の引受、國債の償還事項を取扱ふ。
 - (四) 普通商業銀行と同様の條件で多額の預金を受入れる。
 - (五) 他銀行と同様に、預金を政府並に個人に投資する。
 - (六) 政府に對し地方に必要な資金並に外國送金に必要な資金を送金す。
- 以上六目が銀行存在の基調である。而してかかる施設を考慮するに更に重要な事項があるとする。かかる銀行

をして當該地の商業的性質を阻礙しない措置を考慮し、更に中央銀行と造幣廠との協力、中央銀行の分支行代理店、或は海關銀行 (Customs Bank) に言及したのである。

この獻策の全面を通じての第一次的にして重要な考察は銀通貨と金との交換比率の確定についてであつて、第二次的考察は第一次的考察の擴張に俟つを得るものであるとする、而してこれ等の獻策を實施せんとするならば、それに關聯した細目が考慮されなければならぬと結んでゐる。¹⁶⁾

中央銀行に關する獻策においては國庫の經理を重點視してゐるが銀行の銀行としての金融中樞としての機能上の見解は充分に現れてゐない。併し右第六項末尾において、*in order not to interfere with the commercial nature of the place* の考慮が拂はれてゐることは、中央銀行を *Government Bank* とする建前において有意義なる獻策と見なくてはならぬ。中央銀行はその構成において國有國營を採るとしても經營上の支障が伏在するわけではないが中央銀行をして完全なる國有國營とせざるものある所以は經濟の實態より遊離せしめざるの意圖に出でたからである。ここでは支那の中央銀行を國家銀行とするにおいて特に獻策上の考慮を拂ひたるものと見るべきである。¹⁷⁾

支那の中央銀行的存在はその草創時期たる清末において一應形式上は萌芽を發したものであつたが、それは遂に形式に止まり、實態を備へ得なかつたことは後顯の如き推移においてこれを明言し得る所である。支那の國家銀行も特種銀行も何れもその任務の遂行よりも寧ろ商業銀行化に陥つて行つたものである。ハートの中央銀行案は補強を要するものではあつたが、商業的性格を阻礙せしめないとの考慮は中央銀行乃至國家銀行の中樞機關としての圓滑を期したものと見得るであらう。然るに支那の所謂中央銀行はその任務を遂行せざるままに商業的性格への考慮は遙隔して自らが即つて商業銀行的業務に陥つてしまつたのである。

16) T. R. Jernigan, *China's Business methods and Policy*, 1904, pp. 85—91.
17) 參照、宮下忠康、支那貨幣制度論、pp. 68—69.

四 ヴキツサリングの建策

清末既にヴキツサリング (衛斯林 Dr. G. Vissering) は幣制顧問としてローエスト (洛士特、Dr. Roest) の助力を得て通貨政策の討究に着手してゐたのであり、偶々革命のことありたるも民國元年民國政府は氏を聘して名譽顧問とした。ヴキツサリングの幣制改革案は同年 (一九一二年) 民國政府に提出されたものであつた。

ヴキツサリングの幣制改革案によれば三期に分ち十五項目が擧げてあるがその要約は次の如きものである。¹⁸⁾

第一期

新幣制の基礎として金單位を採用するを目的とする建前として、中央銀行組織の進言に及ぶ。即ち中央發券銀行の新設又は大清銀行の發券銀行への改組意見である。これに附帶して、銀行券の發行を新金單位によらしむること、前記銀行券に對する金準備の擧積をなすこと、正貨準備の運用規定を制定すること、終局に銀行券を法定貨幣 (legal tender) とする旨を公布することなどを提案の内容とする。

第二期

名目通貨 (token coins) 並に新補助貨更に金貨並に金券 (gold certificates) について規定す。

第三期

舊馬蹄銀 (Spice) 並に現行制錢 (copper cash) 並に舊銀元 (silver dollar) の回收乃至廢止を提案す。

ヴキツサリングはその提案を自ら皮相なるものとし、この改革案が實施されるに當りては猶研究を要するものあるを前提としてゐるが、氏が支那幣制改革實施上において重要視せしは中央發券銀行についてであつた。既述の第一期工作の第二期には次の如くいふてゐる。

The organisation of a central bank of issue, or otherwise the reorganisation of the 'Ta Ching Bank as a central bank for the whole country.

支那中央銀行に關する二三の建議について

第五十二卷

五七三

第五號

六三

18) G. Vissering, On Chinese Currency, Volume I, p. 111.

要は中央發券銀行の創設又は大清銀行の全國的中央銀行への改組である。ウキツサリングに依れば佛蘭西のアツナ紙幣 (casquinis)、米國の綠背紙幣 (Green-backs) の先例を掲げ「國家紙幣の發行を戒め中央銀行組織を推したものである。」¹⁹⁾

ウキツサリングによれば「中央發券銀行の組織は將來貨幣制度の中心にならずとも重要支柱 (mainstay) をなすものなり」として、政府と中央銀行の關係、並に他の銀行と中央銀行との關係について詳細なる記述を要するはその中央銀行の組織と共に重要事項にして、通貨に關してその機能が制定されるに先立ちて考究さるべきものとした。然る後中央銀行は政府より全然獨立する必要を強調し得べく、中央銀行は勿論政府の監督下に經營されるのであるが、中央銀行の獨立は他の銀行のそれと同様に必要條件 (conditio sine qua non) であるといふ。²⁰⁾

ウキツサリング幣制改革案は民國元年(一九二二年)革命政府に提出されたものであり、時の財政部次長たりし章宗元は「その計劃中國の實狀に全く合したるものといひ得ざるも、然も研究の價値あり」と評したものであつた。²¹⁾ ウキツサリングは基礎として中央銀行の確立を強調し、金融擾亂には中央強權を要求したのである。然るに當時の支那には中央銀行確立のための政治的強靱性は期待することが出来なかつたのであるが、本案自體も結局政府の財力不足により實行に移し得ざる所となり、民國二年春幣制委員會は改組されることとなつた。

五 ケメララーの建策

支那において中央銀行なる名稱の由來を求むれば、上述より降つて民國十三年廣東政府中央銀行に始まるものの如くである。中央銀行的萌芽は既に發生したるものであるが、當時にあつては中國、交通銀行の名稱において

19) Vissering, *ibid.*, p. 57.

20) Vissering, *ibid.*, pp. 107—108.

21) 章宗元、中國泉貨沿革、p. 92.

であり中央銀行の名稱は未だなかつた。兩行國庫を分理し、鈔票の發行は統歸に至らず中央銀行の規範を護してゐないから、名實共に中央銀行の存在を否定することも出来るのである。

この廣東政府中央銀行は民國十三年孫文により廣州に設立されたものであるが、十五年北伐軍、武漢を平定して、漢口に中央銀行を設立した。併し乍らかく廣州、漢口の中央銀行は中央銀行なる名稱を冠せしのみであつて、その實體を具備せしものではなかつた。この中央銀行は軍興に伴ふ軍費支辨以上に出でたるものでなく、僅かに中央銀行の名稱における先聲をなしたのみであつたからして中央銀行としては別途に設立が要求されるものあるに至つた。

即ち民國十六年十月二十五日國民政府より公布されたる中央銀行條例十九箇條並に同年十月二十九日公布の中央銀行章程三十五箇條があり、中央銀行は特定國家銀行として、國內最高の金融機關となり、國民政府が集資してこれを經營するの意圖を明らかにし、中央銀行の特權としては『依照兌換券條例發行兌換券』、『經理國庫』、『募集或經理公債事務』並に『鑄造及發行國幣』を賦與したものであつた。併し尙未だ其他の各行においても財政部より特許されて紙幣發行をなし得たるものであり、殊に中國銀行、交通銀行の特種銀行なる存在と中央銀行との關係においても未だ實質的には明確なる措置を了したわけではなかつた。

國民軍の北伐成功により國民政府の南北統一成り、南京に遷都するに及び完全中央銀行の確立を企劃して先きの條例及び章程は改訂され中央銀行條例二十箇條並に中央銀行章程四十五箇條が十七年十月二十五日國府會議を通過し、かくて同年十一月一日上海において中央銀行總行が設立されるに至つた。中央銀行の開設は國民政府の通貨金融政策を軌道に乗せるべき役割を負つて發足したものであつた。それは固より一舉に到達し得べき筋台

のものではないけれども、この頃よりを中央銀行發育時期とすることが出来るであらう。

この時に當りて従来の中國銀行、交通銀行の立場は一應明確にされたものであり、中國銀行は「國際滙兌銀行」として國際爲替を專業とすべく、交通銀行は「發展全國實業之銀行」として實業發展に進路を求むべき特種立場が明瞭にされて特許銀行に變改された。もつとも兩行は未だ兌換券を發行するを得、國庫事務の一部を営み得るものでもあつた。²⁹⁾又廣東中央銀行の如きは既に廣東省銀行に改められたものであつた。

幣制改革案を繞りて金本位乃至金爲替本位への提案は清末に發したことは既述の如くであるが、民國に入りてはその強度加はり、更に世界大戰前後において一段の進展を見、更に北京政府の權力減少、國民政府の南京建都に及びてはその要求を深めたものであつた。

一九二九年民國十八年(一九三〇年三月公表)のケメラール委員會(財政部ケメラール設計委員會 Kemmerer Commission)の幣制改革案は金本位制をとるも、その本質を等しく金爲替本位制に置いたものであり、支那幣制改革に關する數多の提案中ゼンクス案(一九〇三年)並にウキツサリング案(一九一二年)と共に等しく科學的計劃と稱せられたものである。この三者はその採用せんとせし單位に多少の相異があつたが又改革案實施上の方法にも相異があり、即ちゼンクス案が直接方法による實施、ウキツサリングが或る期間中は從來の通貨制と金爲替本位制とを並存せしめんとしたるとは趣を異にしてケメラール案は地域を制限して直接方法を採用せんとしたものであつた。ゼンクス案は政治的理山によりて葬られ、ウキツサリング案は革命政府に於ては認められ(一九二二年)支那幣制委員會の設立に迄到達したが、幣制借款に支障を來して實施に至らなかつた。ケメラール案に於ては支那官民が支那通貨の金への連繫を理解する所もあり、政治的首府たる南京と、商業的首都たる上海に於ては大體については本案に賛成を得たのであつたが、支那の國情並に社會狀態を無視してゐるとの批難も加へられた。

この案の廣汎なる採用は (一) 低落紙幣の回收 (二) 通貨の統一 (三) 對外爲替の安定 なる三個の問題を解決せんと期待したものであり、金爲替本位制實施につき二困難視される代表通貨としては (金貨は發行されるものでなく) 新銀貨 (New Silver)、「孫」と稱するものを設定するにあつた。「孫」は孫文洋 (孫逸仙幣) の從來の金價格に大體一致したものとしたが、孫に含まれる銀價格は從來の元に於けるより (二三%) 少くせんとするものであり、かくて得たる造幣益金 (seignorage profit) を以て政府は「孫」の金價格における支持をなすべき準備を助成せんとするものであつた。

本案に於て困難とせし所は流通貨幣の中に含有せしむべき銀の比率の嚴密なる決定であつた。即ち若しも比率が高かつたならば政府の造幣益金が減少することになり、並に銀の金價格が騰貴したならば貨幣としてよりも地金としての價格が高くなり、鑄造が誘發され政府の損失に於て利益を收めんとするものを生ずるに至る。反之餘りに比率が低かつたならば、法定量目を備へたる偽造通貨が生ずる虞あり、かくては政府により舉げられる正常なる造幣益金が壟斷されることとなる。(カメラ) 委員會は孫文洋の法定純分の六七%を「孫」貨に採らしめんと考へたものであつた) カメラ) 委員會は支那の通貨偽造の虞を公言して居り、且民衆の信念は貨幣は完全量目を持つ物品貨幣 (Commodity Money) なるべしと認めて、貨幣改革に關しては支那政府に現實的問題として提出さるべきものとし、支那政府はこの幣制改革案を採用し得る前に、新貨を實行し得る力と舊貨を回收し得る力の備はるを要すと觀察してゐる。次に兌換券は、支那の中央銀行が確立されて、その獨占到統歸せしむべしとし、地方省政府造幣廠を禁じ造幣に關する一切を獨占的統制下に置くべしと論じたのであつた。

カメラ) 報告書は「中國逐漸采行金本位幣制法案」と稱される如く漸進的に金本位に到達し、國內的にはその基調の下に通貨の統一を圖らんことを期したのであるが、中央銀行については紙幣に關聯してその報告書の中に

おいて論及してゐるが、別に中央準備銀行計劃書を件つたものである。ケメラー報告書にあつては中央準備銀行 (The Central Reserve Bank of China) なる文字が始めて使はれたのであり、注目に値することではあるが、その計劃については未發表のままであつたやうである。²⁴⁾

The Commission's Project of law for the reorganization of the Central Bank of China into the Central Reserve Bank of China, provides for a monopoly of note issue by the proposed new Central Reserve Bank.²⁵⁾

ケメラー委員會提出の報告書摘要によれば「中央銀行」を「中央準備銀行」に改組せんとする同委員會議法規草案は、提案にかかる中央準備銀行に紙幣發行を獨占せしむるを規定する。この草案が法律となる時は各省各市並に中央銀行を除く各銀行を始め、流通券發行の各商舖、各個人はかかる流通券の發行が禁止され、直ちに回收方法を講ずるを要せしむるを建前としたものである。²⁶⁾

六 中央儲備銀行の提唱

従來、支那の中央銀行的存在は草創時期、挫折期においては勿論、發育期に入りても、それは上よりは政治的脆弱乃至混亂の弊を蒙り、下には一般銀行或は特種銀行との分業的機能について明確なる措置を達成し得ざるままであつた。²⁷⁾ 然も外國系銀行の存在は支那側の金融調節作用を複雑ならしめたものであつた。²⁸⁾

これを一般銀行の立場より見れば中央銀行の存在は金融中樞であり得ず、國家銀行は平時にあつては一般銀行の要不要の考慮なく預金を持込み、従つて恐慌時にあつては一般銀行の掩援の役割を果すだけの實力が備はつてゐない。²⁹⁾ 然も軍閥の存在はこれ等私立銀行に對しても強制借上げたる「強借」の類を以て重壓となつてゐる。加えて中國、交通銀行の存在は一般銀行に競合の立場を以て壓迫となりしものであり、中央銀行さへも競争的態度

23) National Government of The Republic of China, Commission of Financial Expert, Project of Law for the Gradual Introduction of a Gold-Standard Currency System in China together with a Report in support thereof, 1929, Pp. 63—64.

を採つてゐる。加之、外國系銀行との競合が私立銀行についても存するわけであつて、一般銀行についても發展性阻礙の原因が數々擧げられたのである。されば中央銀行としての立場を明確ならしめて中央銀行的機能發揮せしむるには上よりは政治的紛争の累より超然たらしめ、下には商業銀行的競合に走らず、横には特種銀行と聯携して、銀行の銀行たらしめんとすることであつた。

事實、上海中央銀行への強化策はその設立後強化されたものであり、數種の角度より舊制に比して中央銀行としての補整の跡を見ることが出来る。爾來中央銀行は宋子文を總裁とし若干の變遷を経て孔祥熙總裁を繼任し、銀行組織にも若干局の改廢などが行はれたものであつたが、民國二十四年春の金融統制に當りては國民政府は中央銀行をして國家銀行たる建前の下に全面的金融の統制に乘出すに至つた。即ち民國二十四年二月二十八日中國銀行條例を修正し、同年四月十二日交通銀行條例を訂正し、かくして兩行を資本と經營の兩側より國民政府の支配下に收め、これを政府化し以て金融統制に幕進したものであつた。これと併行して中央銀行自體は同年五月二十三日公布の中央銀行法に基き、中國銀行、交通銀行と相互に關聯一致の態度をとることとなつた。而して中央銀行の資本は一億元に改められ國庫支辨とし、特種業務、就中兌換券についての補強が加えられたのである。²⁴⁾

民國二十四年十一月三日支那は新貨幣政策につき、財政部布告を發したのである。南京政府が財政部をして新貨幣政策を宣布せしめたる要旨とする所は銀行券の兌換を停止し銀貨流通制から紙幣流通制への移行であり、それは中央銀行、中國銀行、交通銀行の發行券を所謂法幣となし、紙幣の發行權を統一し、右紙幣による爲替を對英一志二片二分の一と安定せしめ、併せて銀の國有を行ひたるものなるは周知の如くである。幣制改革による所謂中央銀行の任務は極めて重要となつたのであり、事實幣制改革以前と以後の中央銀行は面目一新の觀を呈したものであつたが、國民政府は、更に中央銀行の改組を強く要求してゐたものであることは財政部佈告の後半

24) National Government of The Republic of China, Commission of Financial Expert, *ibid*, Project of Law: Summary of Currency Reform Project and Accompanying Report: Withdrawal of Old Paper Money, p. 42.

25) *Ibid*. Report on Project of Law: Part II Explanation Of Specific Provisions

におつてその意圖を知る。

財政部佈告

(前略)以上辦法、實爲復興經濟之要圖、並非以進用財政爲目的。即中央銀行之組織、亦將力求改善、以盡銀行之銀行職務。其一般銀行制度、更須改革健全、於穩妥條件之下、設法增加其流動性、俾其資金充裕後、得以供應當工商之需要。並將增設不動產抵押放款銀行、修正不動產抵押法令、以謀地產之活潑。(後略)³¹⁾

財政部佈告の幣制改革につきての措置は經濟復興の要圖なりとし、財政運用を以て目的とするものに非ずと明言す。即ち中央銀行の組織も亦力めて改善を求め、以て「銀行之銀行」たる職務を盡さしめんとする。而して一般銀行制度は更に須く健全なるに改革し穩當なる條件の下に法を設けて、その流動性を増加させ、その資金を潤澤ならしめ、以て正當なる商工業資金の需要に應ずるを得るものとする。並に不動產抵押放款銀行を増設し、不動產抵押法令を修正し、以て地產の活潑なるを計らんとするにあつた。

かかる建前を以て準備計劃を進めて行くこととなつたのであるが、現存の中央銀行の改組は中央準備銀行とならしめんとするものであつたことを孔祥熙財政部長聲明の中に語つてある。

現在國有たる「中央銀行」は、將來は改組を行ひて「中央準備銀行」となすべしとし、その主要資本は各銀行及び一般公衆よりの供給によることとし、超然機關とならしめ、而して克く全力を以て全國貨幣の安定を保持せしむべしとする。中央準備銀行は各銀行の準備金を保管し、國庫を經理し並に一切の公共資金を收存し、且各銀行に供給するに再割引の便利を以てする。中央銀行は普通商業銀行の業務を兼營せず、ただ二年後にあつて發行獨占權を享有すといふのである。³²⁾

爾後この建前における中央銀行改組への措置が講ぜられたのであるが、民國二十六年三月二十四日中央銀行法案が中政會を通過した時に原案標題「中央準備銀行法原則草案」について名稱の修正が行はれ、孔祥熙財政部長の

Of The Gold-Standard Project, Chapter V. The Gradual Substitution Of Gold-Standard Currency For Non-Gold-Standard Currency, E. Withdrawal of Pader money, p. 145.

26) Ibid. Project of Law: Article XXXIII, XXXIV and XXXV.

提出せし「中央儲備銀行」なる銀行名稱が採擇された。中政會では中央儲備銀行法原則草案並に中央銀行改組の過渡辦法が通過したのであるが、改組案の重點は中央儲備銀行を超然機關たらしめ、全國貨幣の安定を保持せしむんとするものであつた。然もこれが實現には現有中央銀行の改組により中央儲備銀行に到達せんとするものであるから、手續は簡易であり、時間も最短期間に實現可能と見たものであつた。尙法幣發行額及び準備額の公開を以て法幣の信用を保證することとし、資本構成には公募の餘地を存せしめ政府四〇%、民間六〇%とし政府株は國民政府の引受、民間株は半數は支那の銀錢業經營の法人の引受として、その殘額半數が支那一般國民へ参加せしむることとなつてゐる。かくてこの角度より一般國民も株主となり従て株主資格において理事、監事たり得る餘地を存せしめてゐる。³⁰⁾

新中央儲備銀行の實現は幣制改革の二年後とすれば民國二十六年（一九二七年）十一月四日を期して實現すべきであつた。既に中央儲備銀行法案は二十六年六月二十五日立法院祕密會議を通過したものであつたといふが、遂に中央儲備銀行は實現に至らざるままに今次の支那事變に立到つたのである。

支那の發展的動因を與へたる事情には外部よりの刺戟に俟つもの多しとは夙に說かれる所であるが、銀行制度についてもその感が伴ふ。然も清末においては外國勢力の侵蝕には反撥的意向の動いてゐるものを見たが、結局は外國勢力を排除し得たものではなかつた。殊に最近の中央銀行改組を繞りては英國の支那に對する金融上の支配力は漸次強化されて居り、支那はこの立場を受動的に推進せしめて、支那金融統制の確立を圖らんとしたものとなつてゐる。支那としては外國資本の支配力の増大は懸念しつゝも、支那金融危機を切抜けたものはこの外國資本との協力によるとしてゐる。外國勢力の貨幣金融上への浸透は幣制混亂期にあつてもやがてこれが改革期以降にあつても、依然として一貫の進行を續けてゐる。

27) 下忠夫、支那貨幣制度論、pp. 68—69.

29) 前掲、中國的銀行、pp. 133—135.

31) 第七條乃至第二十七條。

33) 嚴瑞璣、改革幣制要覽、p. 3.

28) 吳承禧、中國的銀行、p. 135.

30) 前掲、中國的銀行、p. 133.

32) 中國農民銀行は後に參照。

34) 前掲、改革幣制要覽、p. 7.

支那中央銀行としての先驅的存在たりしものを清算に見、爾來これが經營上の實態に即しての進展には觸れし所極めて僅少ではあつたが、この角度におけるものは他日に譲ることとして、建議に現れた所を一應顧みる。要請のかかつた所は中央銀行の組織の重要度よりも先づ幣制そのものに考慮されたる支那政府の政治的強弱の如何であつた。時間の経過と共に中央銀行の組織化の重要度が提唱されて來たものであつたが、その時においては幣制上の強靱性には補強が加つてゐた。それは支那單獨の立場においての確保ではなくして外部的の支持力が伴つたのである。然もその聯携はかつては支那幣制の統一を妨げたものの變質化ではなく、依然として統一過程に便乗したる外部勢力の浸潤であつた。

前清時の中央銀行的先驅形態より上海中央銀行の現出、降つてその補強改組としての中央準備銀行乃至中央儲備銀行への動向は、これ等建議の上において看取することが出来る。銀行は百業の樞紐にしてその盛衰進退は國民經濟に形影相伴ふものであり、その措置如何は直接には金融の健全を促成し、間接には一般産業の向上を刺激するものであり、その任務の重要性は支那においてもこれを取圍む列強においても既に力説され、既に獻策され建議された所であつた。併し乍ら支那銀行業の發展は不平等であつて業務上未だ鞏固なる基礎を建立せず、組織上確固の系統を樹立し得なかつた。³⁷⁾ 嚴密なる意味において名實伴ふ中央銀行を支那に建設せんとすることの歴史的意義は極めて大なるものありといはざるを得ないものがある。